

人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース・経費助成・賃金助成)について

● 人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース - 経費助成・賃金助成）の助成額

- ・経費助成として経費（受講料＋テキスト代）の45%～75%※
- ・賃金助成として1日あたり、7,600円～9,405円※

※雇用保険被保険者数や生産性要件等によって異なります。詳しくは北海道労働局ホームページをご覧ください。

● 該当になる講習は以下の通りです。

☆技能講習

- ・玉掛け技能講習
- ・小型移動式クレーン運転
- ・ガス溶接
- ・高所作業車運転
- ・床上操作式クレーン運転

☆作業主任者技能講習

- ・足場の組立等
- ・木造建築物の組立等
- ・型枠支保工の組立等
- ・地山の掘削及び土止め支保工

☆特別教育

- ・アーク溶接
- ・足場の組立て等
- ・フルハーネス型安全帯
- ・小型車両系建設機械（整地等）運転
- ・ローラーの運転業務
- ・自由研削といしの取り替え等の業務
- ・石綿使用建築物等解体等

☆安全衛生教育

- ・玉掛け業務従事者安全衛生教育（再教育）

【 利用できる事業主 】

- ・雇用保険料率が1,000分の17.5の中小建設事業主であること。
- ・受講料を事業主が負担していること。
- ・雇用保険適用事業主であること。
- ・受講者が雇用保険の被保険者であること。
- ・講習期間中も出勤扱いで、通常賃金以上が支払われること。
- ・受講時間が企業の所定労働時間外に及ぶ場合は、割増賃金を支払うこと。
- ・受講日が会社の所定労働日以外の休日の場合、振替休日を与えるか、割増賃金を支払うこと。
- ・受講者がカリキュラムの7割以上を受講していること。
- ・他の助成金と併給申請をしていると受給できない可能性があります。詳しくは北海道労働局(011-738-1043)へお問合せください。

【 助成金の不支給要件 】 次のいずれかに該当する事業主は助成金が支給されません。

- ・ 過去 3 年間に於いて雇用保険二事業の助成金等について不正受給を行った事業主
- ・ 労働保険料の過去 1 年間に於いての滞納がある事業主
- ・ 過去 1 年間に、労働関係法令違反により送検処分を受けている事業主
- ・ 風俗営業等を行うことを目的とする事業所の事業主
- ・ 暴力団関係事業主
- ・ 支給申請日または支給決定日の時点で倒産している事業主

◆ 技能実習委託契約書

この助成金を申請する為に、講習開始日以前に当職業訓練センターと助成金申請者（事業主）との間で委託契約を結ぶ必要があります。

講習終了後に委託契約を結ぶことは出来ませんのでご注意ください。

◆ 支給請求に必要な提出書類

（講習終了後 2 ヶ月以内に北海道労働局へ提出）

①、②、③、⑤、⑧、⑫、⑬、⑭、⑮の書類は、講習終了後にお渡ししますので、必要事項を記入して提出してください。それ以外の書類は会社で用意してください。

- ① 人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース-経費助成・賃金助成）支給申請書（建技様式第3号）
- ② 雇用保険適用事業所一覧表
- ③ 人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース-（賃金助成））の助成金支給請求内訳書
(建技様式第3号別紙 1)
- ④ 労働保険概算・確定保険料申告書又は労働保険料等納入通知書
- ⑤ 支給要件確認申立書・役員等一覧
- ⑥ 技能実習委託契約書（建技別様式第3号）の写し
- ⑦ 講習経費（委託料等）の領収書
- ⑧ 講習カリキュラム
- ⑨ 技能講習修了証の写し（表・裏の両面）
- ⑩ 受講者の出勤簿（受講日を含む1か月分）
- ⑪ 受講者の賃金台帳（受講日を含むもの）
- ⑫ 時間外手当、割増賃金等支払い証明書 兼 休日（出勤扱・振替）証明書
- ⑬ 年間労働カレンダー（会社としての1年間の休日と労働日の予定表）
- ⑭ 支払い方法・受取人住所届（初回申請時に必ず原本を添付して提出下さい。なお、2回目以降の申請時はこの写しのみを提出ください）
- ⑮ 休日勤務証明書（会社が休日と定めた日に受講した場合は提出が必要となります）
- ⑯ 建設キャリアアップシステム技能者情報登録者を証明する書類

【 書 類 の 提 出 及 び 問 合 せ 先 】

北海道労働局 職業対策課 雇用対策係

〒060-8566 札幌市北区北 8 条西 2 丁目 1-1

札幌第 1 合同庁舎 3 階

TEL 011-738-1043

FAX 011-738-1062